

令和5年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見(概要)

※ []は昨年度の支部数

意見の提出あり 47支部 [47支部]

● 当該支部の保険料率について『妥当』、『容認』とする趣旨の記載がある支部

34 支部

[22 支部]

・引き上げとなる支部 (13 支部中 4 支部) [29支部中 4支部]
・引き下げとなる支部 (33 支部中 29 支部) [18支部中 18支部]
・変更がない支部 (1 支部中 1 支部) [0支部中 0支部]

● 当該支部の保険料率について『やむを得ない』とする趣旨の記載がある支部

12 支部

[21 支部]

・引き上げとなる支部 (13 支部中 9 支部) [29支部中 21支部]
・引き下げとなる支部 (33 支部中 3 支部) [18支部中 0支部]
・変更がない支部 (1 支部中 0 支部) [0支部中 0支部]

● 当該支部の保険料率について『反対』とする趣旨の記載がある支部

1 支部

[4 支部]

・引き上げとなる支部 (13 支部中 0 支部) [29支部中 4支部]
・引き下げとなる支部 (33 支部中 1 支部) [18支部中 0支部]
・変更がない支部 (1 支部中 0 支部) [0支部中 0支部]

意見の提出なし 0支部 [0支部]

令和5年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見

保険料率については令和5年度都道府県単位保険料率。なお、()内については、令和4年度の保険料率を記載。

支部名	支部長意見	評議会における意見
<p>「妥当」「容認」とする趣旨の記載がある34支部 2支部を抜粋</p>		
<p>岩手</p>	<p>9.77% (9.91%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>岩手支部の令和5年度保険料率について、令和4年度保険料率の9.91%から0.14%ポイント引き下げ、9.77%とすることは、妥当と考えます。</p> <p>2. 理由等</p> <p>協会けんぽの財政構造は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造が依然として解消されておらず、理事長のご発言にもあるとおり、2025年に団塊の世代がすべて後期高齢者となることや2040年に65歳以上の高齢者人口が最も多くなることによる高齢者医療への拠出金の更なる増大等が予想される中、より中長期的な視点で安定的な財政運営を見通せる事が重要であると考えます。</p> <p>従いまして、令和5年度の平均保険料率を10%に据え置くこととされたご判断や、結果として岩手支部保険料率が前年度比マイナス0.14%の9.77%に引き下げとなる事について、妥当であるため異論はございません。</p> <p>一方で半数近くの支部の保険料率が10%を上回る状況であることや、支部の最高保険料率と最低保険料率の差が1.18%となっており、依然として格差が是正されていない現状、運営委員会および支部評議会における平均保険料率を引き下げべきという意見があることなどにつきましても留意する必要があります。</p> <p>現時点では協会けんぽの準備金については積み上げることができてお</p>	<p>【評議会の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料率が引き下げとなることについて、妥当と考える。 <p>【評議員の個別意見】</p> <p>特段の意見なし</p>

支部名	支部長意見	評議会における意見
	<p>りますが、健康保険組合連合会の2021年度決算によれば、8年ぶりの赤字となり、赤字の組合も53.3%と増加していることから、組合の編入による財政影響等も注視していく必要があり、物価高等により経済状況が不透明な中で、苦境にあえぐ事業主、加入者への協会けんぽの財政問題に係る説明は、今後ますます重要となってまいります。</p> <p>医療費は各都道府県の医療提供体制や高齢化の進展、医療の高度化等の影響を強く受けるため、支部、加入者、事業主の自助努力のみでは上昇を抑えることが極めて困難です。</p> <p>公的医療保険制度が相互扶助の上に成り立っていることを踏まえて、支部間の保険料率格差に対する上限設定や拠出金負担のあり方の見直し、国庫補助率16.4%の中長期的な堅持、あるいは、将来的な20%への引き上げの必要性について、安定した医療保険制度を将来に亘り維持していくために、関係各方面への意見発信をより強く行っていただくこと等を要望いたします。</p> <p>当職といたしましては、第5期保険者機能強化アクションプランに基づき、本部との連携強化を図り、更なる保健事業の推進、医療費適正化に係る取組みを強化し、加入者の利益実現に向けて支部運営を行っていく所存です。</p>	
福島	<p>9.53% (9.65%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>福島支部の令和5年度保険料率について、令和4年度保険料率の9.65%から0.12ポイント引き下げ、9.53%とすることは、妥当と考えます。</p> <p>2. 理由等</p>	<p>【評議会の意見】</p> <p>・令和5年度福島支部保険料率を9.53%に引き下げることに異論はなかったものの、増え続ける準備金残高の在り方について、加入者の納得が得られるよう検討をしてほしいとの意見が出された。</p> <p>【評議員の個別意見】</p>

支部名	支部長意見	評議会における意見
	<p>当支部の来年度保険料率は、平均保険料率が10%に引上げられた平成24年度以降最も低い料率となり、引下げ幅も過去最大となることから妥当であると考えます。</p> <p>令和3年度の医療給付費やインセンティブ制度の実績により引下げとなったものですが、一方で、福島県民の健康指標は東日本大震災・原発事故以降悪化傾向が続き、メタボ率をはじめ多くの指標が全国下位に位置しています。</p> <p>加入者が健康で、医療費負担が少なく、その結果保険料率が低いことが理想ですので、引き続き加入者の健康増進、医療費適正化に取り組んで参りたいと思います。</p> <p>なお、評議会においては中小企業の経営環境が一段と悪化していることから、平均保険料率10%をできる限り長く維持して欲しいという意見が多かったです。他、法定準備金が毎年ピークを更新している状況において、「更なる保健事業の充実」のように、加入者の理解を得られる新たな還元策を求める意見も出されておりますので、引き続きご検討をお願いいたします。</p>	<p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料率は妥当と考えるが、「福島県民が健康で医療費が少ないから保険料率が低位で済んでいる」ということではなく、インセンティブや様々な調整の結果、保険料率が下がっているという構造を改めて確認をしなければいけない。 <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料率・支部長意見については賛成だが、準備金残高が今年度よりも更に積み上がっている。過去の理事長発言を振り返ると、「最悪の場合、2021年度から赤字に転じてしまう」とあるが、実際には赤字になっていない。その点を踏まえると、予測をしっかりと検証しないと加入者の納得が得られないのではないかと。中小企業の事業主として毎回の発言にはなるが、積み上がった準備金をどのように使っていくか、還元していくのが重要。今後、健康寿命を延ばしていく、健康状態を維持していくために、取組計画を立てて様々な対策をとっていただければありがたい。 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来年度の保険料率については妥当と考える。保険者機能の発揮を含め、平均保険料率ができるだけ10%を超えないよう引き続きの取組をお願いしたい。なお、準備金残高が積み上がっていることについて、医療保険を運営していくためには安定的な保険財源・基盤を確保する必要性は理解しているが、しかし単年度収支の仕組みであることを踏まえ、準備金の在り方について検討を急ぐとともに、これまで以上に納得感の得られる説明が必要と考えている。

支部名	支部長意見	評議会における意見
「やむを得ない」とする趣旨の記載がある 1 2 支部 2 支部を抜粋		
愛知	<p>10.01% (9.93%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>愛知支部の令和5年度保険料率について、令和4年度保険料率の9.93%から0.08%ポイント引き上げ、10.01%とすることは、苦渋の決断としてやむを得ないと考えます。</p> <p>都道府県単位保険料率の設定にあたり、支部間の調整方法等について、検討対応を強く要望いたします。</p> <p>2. 理由等</p> <p>令和5年度の都道府県単位保険料率において、愛知支部は協会設立後初めて平均保険料率を上回るようになった。このことは、令和3年度の医療費が見込みより上回ったこと、年齢調整、所得調整及びインセンティブ制度の結果によるものと受け止めています。年齢調整、所得調整、インセンティブ制度の趣旨については理解いたしますが、医療給付費についての調整前所要保険料率が全国で2番目に低いにもかかわらず、平均保険料率を上回することは、事業主や加入者の皆様の地道な健康づくり意欲を阻害し、理解、納得を得難いと言わざるをえません。</p> <p>また、平均保険料率の10%維持は、中長期的な安定した財政運営を目指すものと理解していますが、支部ごとにみれば毎年保険料率が変動しており、特に保険料率の乱高下は事業主にとって大きな経営リスクと受け止められることから、都道府県単位保険料率の変動幅を抑制する措置などの検討をお願いしたい。</p>	<p>【評議会の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の保険財政の推移の見込みを考えると、10%までの引上げは認めざるを得ないと考えるが、それを超えての引上げは慎重であるべきである。 <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もともと医療費が低いにもかかわらず、年齢調整や所得調整を経て全国平均を上回るのはいかなるものか。 ・現在の社会情勢下において医療費が抑制される要素は見出し難く、むしろ医療費の伸びを前提に考え、長期的な視点のもとに事業を展開し、啓発活動を持続することが重要である。 ・今後の保険財政の推移の見込みを考えると、10%までの引上げは認めざるを得ないと考えるが、それを超えての引上げは慎重であるべき。新型コロナウイルスによる受診行動の変化の影響といった特殊要因は何らかの緩和措置を期待したい。 <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知支部は年齢が若く所得が高いため貢献しているが、全国平均を上回るのは本末転倒ではないか。 ・現状のインセンティブ制度の大規模支部は上位にいけない評価の在り方がいいのか非常に疑問。 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費が増えた要因が分からないと対策が打てないので、増えた医療費

支部名	支部長意見	評議会における意見
		の種別のみならず、なぜ増えたのかまで明らかにするべきである。
佐賀	<p>10.51% (11.00%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>佐賀支部の令和5年度保険料率について、令和4年度保険料率の11.00%から0.49%ポイント引き下げ、10.51%とすることは、やむを得ないものと思料します。</p> <p>2. 理由等</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度平均保険料率の設定に際し、佐賀支部の評議会では、長引く新型コロナウイルス感染症の影響や世界情勢の悪化に伴う資源価格の高騰など中小企業を取り巻く経営状況の厳しさを訴える声が多く、評議員の皆様からは「事業主・加入者の負担を軽減するために平均保険料率を引き下げるべきである」「積み上がり続ける法定準備金については、適正な水準についての議論が必要である」旨のご意見を頂戴しているところであります。 令和5年度の佐賀支部保険料率は、令和4年度から引き下がる見込みであるものの、佐賀支部の事業主・加入者に対して限界水準である平均保険料率10%を大きく超える保険料負担を求めることに変わりはないことから、厳しい経済状況下にある事業主・加入者の切実な声に応えるため、平均保険料率の引き下げに向けた具体的な議論を本格化する必要があったのではないかと考えます。 佐賀支部の加入者1人当たり医療費は全国一高いことから、医療費を反映した保険料率が高くなることは理解できる部分はあるものの、一方で地域の医療費は医療提供体制など多くの要因が関係しており、単に医療給付費が高いことをもって、佐賀支部の事業主・加入者に全国一高 	<p>【評議会の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平均保険料率10.0%を引き下げたうえで、佐賀支部の保険料率については10.51%から更に引き下げていただきたいという意見と平均保険料率10.0%を維持したうえで、佐賀支部の保険料率が10.51%になることはやむを得ないという意見の両方の意見があった。 <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度平均保険料率に対する支部評議会における意見について、引き下げるべきという支部は佐賀支部のみとなったが、保険料率が全国一高い支部としては、来年度以降も引き下げるべきという意見を継続する必要がある。 保険料率が下がるに越したことはないが、医療提供体制の充実により、満足感を得ていることへの対価を支払う必要があるのではないかと。将来の保険財政を見据えて平均保険料率10.0%を維持すべきと考える。 5年収支見直しにおける被保険者数の推計においては、将来推計人口のみではなく、様々な指標を検証いただき、シミュレーションの精度を上げていただきたい。 <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業を支援する立場としては、厳しい経営状況であるため、少しでも保険料率を引き下げていただきたい。 全国一高い保険料率からの脱却に向けて、支部の皆様には引き続き積極的な取組をお願いする。

支部名	支部長意見	評議会における意見
	<p>い保険料負担を求めることは、相互扶助の観点からも是正する余地はあるのではないかと思料します。中長期的な財政運営の観点から、平均保険料率10%を維持するというのであれば、保険者努力による医療費の地域差縮小に向けて効果のある具体的な施策が明らかになるまでは都道府県単位保険料率の較差を1%以内にする、或いは保険料率の上限・下限を設定するなど、支部間保険料率の較差是正に向けた制度設計に着手していただくことを強く要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、本部におかれましては、安定した医療保険制度を将来に亘り維持していくために、後期高齢者への拠出金等の負担のあり方を含めた公的医療保険制度の抜本的な見直しや国庫補助率16.4%から本則上限の20%への引き上げの必要性等について、関係各方面への意見発信をより一層推進していただくようお願い申し上げます。 ・当職といたしましても、全国一高い保険料率の引き下げに向けて、自治体等関係機関とも協働のうえ、保健事業や医療費適正化を中心に保険者機能を更に発揮していくとともに、医療費の伸びを抑えることが期待できる事業の実施に向けたPDCAサイクルについて、本部との連携を強化しながら検討・実施していく所存です。 	<p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平均保険料率10%についてはやむを得ないが、保険料率の較差の縮小に向けた取組が必要である。 ・国庫補助率を16.4%から本則上限の20%に引き上げるべきで、可能な限り平均保険料率10%を維持できるような取組をお願いしたい。 ・安定的な財政基盤を確保する必要性は理解できるが、単年度収支均衡の原則を鑑みて、準備金のあり方についての議論が必要である。

支部名	支部長意見	評議会における意見
「反対」とする趣旨の記載がある支部 1支部		
島根	<p>10.26% (10.35%)</p> <p>1. 意見の要旨</p> <p>島根支部の令和5年度保険料率を、令和4年度保険料率の10.35%から0.09ポイント引き下げ、10.26%とすることについては容認できず、保険料率をより引き下げるべきと考え、全国一律10%の保険料率を強く要望します。</p> <p>2. 理由等</p> <p>当協会からの加入者や事業主への説明では「各都道府県の保険料率は、都道府県ごとの医療費水準に基づいて算出されるため、その都道府県の医療費の上昇を抑えることができれば、保険料率の伸びを抑えることができる仕組み」としている。</p> <p>島根支部の令和5年度保険料率は、基準となる令和3年度の医療費が増加したにもかかわらず相対評価により引き下げられる結果となった。令和4年度保険料率は、基準となる令和2年度の医療費がコロナの影響とはいえ協会発足以来初めて減少したにもかかわらず、将来の不安に備えるという理由から全国の平均保険料率10%が維持され、島根支部でも医療費が減少したが相対評価により全国最高の引き上げとなった。</p> <p>このように支部の保険料率については医療費の増減と保険料率に連動性が薄く、わかりにくい仕組みになっていることから、支部の保険料率に関して言えば冒頭の「医療費の上昇を抑えることが保険料率の伸びを抑える」との協会説明に加入者の納得は得られにくいものとなっている。</p> <p>また、インセンティブ制度についても評価実績が前年度比改善されていても相対評価により保険料率の引き上げ要因になったり、悪化しても相対</p>	<p>【評議会の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平均保険料率10%維持は理解できるが、島根支部保険料率の引き下げを期待したい。また、平均保険料率10%維持における収支見通しについて加入者・事業主が納得のいく根拠を示していただきたい。 <p>【評議員の個別意見】</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民皆保険制度により国民の健康は守られており、国庫からの支出を十分に受けて、企業や個人の負担を軽減してもらいたい、できれば保険料率を下げるようにしていただきたい。 <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> 10月の島根支部評議会で、平均保険料率10%維持という意見と引き下げの両方の意見があったが、自分の今の考えも同様である。 赤字構造の現状があるからといっても、来年度も準備金が2,132億円増加し、積みあがっていくことに疑問がある。単年度収支に注視した上で、保険料率設定を検討いただきたい。 地域の事業者は大変厳しい状況を強いられており、雇用をなんとか維持して守っていこうとしている中で、保険料の負担は本当は少しでも少ない方がよい。 全国的に10%維持ありきで話が進み、仕方なく10%賛成の方向に話を持って行かれているように感じる。準備金や国庫補助等を踏まえて、皆が納得する丁寧な説明が必要である。

支部名	支部長意見	評議会における意見
	<p>評価により引き下げ要因になるなど、努力が反映されにくい仕組みとなっている。島根支部の令和5年度インセンティブ評価の基準となる令和3年度の実績は、令和2年度比4項目が改善され内3項目は過去4年間で最高値となっているにもかかわらず相対評価により全項目で順位を下げ保険料率減算のインセンティブを受けることができなかった。現行のインセンティブ制度では前年度より改善した努力は報われず加入者の理解や納得は得難いもので、目的である行動変容を促す制度となっているとは言い難く見直しが必要と考える。</p> <p>一保険者の協会全体として健康増進と医療費の削減に取り組むことは極めて重要であり、また将来の不安に備え10%の平均保険料率を維持することについて異論はないが、現行の支部単位の保険料率は前述のとおり加入者や事業主の努力が反映しづらく理解が得難いものとなっている。</p> <p>新年度では支部間の保険料率格差是正のために保険料率が高い水準で推移している支部の改善に取り組む予定だが、現行の制度では高い水準で推移している支部の保険料率が引き下げられれば、平均保険料率10%を引き下げない限り保険料率の低い支部は引き上げられることとなり、これは全国一律10%の保険料率を目指すものと言える。</p> <p>また、協会設立当初に比べ被保険者の働き方も大きく変わっており、加入支部と働く場所の同一性はなくなる傾向にある。島根支部においても県外に支店を持つ企業など他県にいながら島根支部の加入者である従業員も多数存在しており、ここでも健康づくりと支部の保険料率の関係性は単純ではなくなっている。今回の特定保健指導の見直しも加入者の勤務場所（健診機関）ベースでの対応となっており、複数の支部が同一の事業所にかかわって健康増進活動を行うスタイルとなっていることから同一事業所でも関与する支部の取り組み状況により他支部の医療費（保険料率）に影響を及ぼす可能性もある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者に医療費適正化や健康寿命延伸の意識を持ってもらうためにも、料率を下げるときは下げることが必要である。今の状況からすると、何か下げない理由でもあるのかといった印象しかない。 ・各支部の保険料率の差における支部の努力でどうにもならない構造的な問題について、改めて分析をお願いする。 ・今後5年から10年にわたり不景気が続くと色々な経済学者の意見がある。事業所の生き残りが不透明になってきている中で、それに応じた収支のシミュレーションおよびバランスを踏まえて事業計画を立て、長期的に不景気となる状況を乗り切れるようにしていただきたい。 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナも今年で4年目となり、当然保険料については低いほうがよい。事業所も被保険者も相当な痛手を被っており、ここまで長期化することは誰にも予測することができなかった。 ・相互扶助が原則の医療保険制度で保険料負担の地域間格差が正しいといえるのか。 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の社会情勢の中では、準備金の活用や国庫補助率の20%への引き上げ等により、今後、保険料率の引き上げについては慎重に行っていただきたい。 ・今回の収支見通しの検証結果について、納得のいくものではなかった。将来的には準備金が枯渇してしまうという試算について、納得のいく厳しい正確な数字を出していただきたい。

支部名	支部長意見	評議会における意見
	<p>以上のことから加入者や事業主にわかりにくく努力が反映されにくい支部単位の保険料率を設定する必要性は感じない。</p> <p>将来の不安に備えた協会けんぽ全体の保険料率を決めること、健康増進や医療費の削減に取り組むことに異論はないが、平均保険料率の決定によって自動的に支部保険料率が決まる仕組みである限り加入者や事業所の努力が保険料率の改善につながらないケースもあり、協会全体としての総論と支部単位の各論に矛盾が生じている状況にある。これを解消するためには保険料率は全国一律とし、健康づくり・医療費削減は支部単位で年度の増減で評価し地域特性を生かした積極的な活動に取り組む方が加入者や事業主に理解を得やすいと考える。</p> <p>最後に長期化しているコロナ禍で事業者は厳しい状況となっており、資源価格の高騰や経営者の高齢化、本年から始まる無利子無担保融資の返済、島根県では全国最大の最低賃金の引き上げなど苦境に立たされる状況で事業所の生き残りが不透明になってきている。平均保険料率が単年度均衡保険料率を大きく上回り、将来の不安を理由に際限なく準備金が積み上げられている現状は、厳しい状況の中で保険料を納めている事業主・被保険者にとって素直に納得できないものである。</p> <p>島根支部評議会においても事業主の評議員から厳しい現実を訴え支援目的での一時的な平均保険料率引き下げ要望も出ている。</p> <p>将来の不安への備えはもちろん必要ではあるが、今このコロナ禍で起きている事業主・被保険者の現実の苦境に手を差し伸べることも重要であり、保険料を納めている事業主・被保険者の心情をご理解願いたい。</p>	